



令和5年度「働き方改革推進支援助成金」 適用猶予業種等対応コース（病院等）のご案内



令和6年4月1日から、医業に従事する医師にも、**時間外労働の上限規制が適用されます。**
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入、医師の働き方改革の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例

企業の課題

X線検査に関する業務を効率化し、労働時間を削減したい！

内視鏡の洗浄作業を効率化し、労働時間を削減したい！

助成金による取組

デジタル画像診断システムを導入

内視鏡自動洗浄機を導入

改善の結果



検査の準備や、フィルムの運搬・保管に要する時間が削減されたことにより、労働時間が削減された。



新人でも1人で作業が可能になったことや、洗浄に要する時間が削減されたことにより、労働時間が削減された。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出
(締切：11月30日(木))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施
(事業実施は、令和6年1月31日(水)まで)

労働局に支給申請
(申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または2月9日(金)のいずれか早い日となります。)

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



(2023.4)

適用猶予業種等対応コース（病院等）の助成内容

対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を営む中小企業事業主（※1）であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
4. 下記「成果目標」②を選択する場合は、原則として、過去2年間に於いて月45時間を超える時間外労働の実態があること。（※2）
など（※3）

（※1）中小企業事業主の範囲

以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

- ・資本または出資持分が**5,000万円以下**
- ・常時使用する労働者が**300人以下**

（※2）基本的には1月45時間を超える時間外労働の実態があれば、要件を満たすこととなりますので、詳細はお問い合わせください。

（※3）その他の要件についてはお問い合わせください。

助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修（※4）
- ② 労働者に対する研修（※4）、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新（※5）
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新（※5）

（※4）研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

（※5）原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施してください。

- ① **月80時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減**させること。
・時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間以下に設定
- ② **9時間以上の勤務間インターバルを導入**すること。
（新規導入、適用範囲の拡大、時間延長）
- ③ **医師の働き方改革の推進（労務管理体制の構築等と医師の労働時間の実態把握と管理を実施すること。）**

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。

【助成額最大930万円】

助成額	以下のいずれか低い額
	Ⅰ 以下1～3の上限額及び4の加算額の合計額 Ⅱ 対象経費の合計額×補助率3/4（※6） （※6）常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【Ⅰの上限額】

1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数		
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月100時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月90時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間以下に設定	250万円	200万円	150万円

2. 成果目標②の上限額

（適用範囲の拡大、時間延長の場合には半額となります）

休憩時間数（※7）	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	100万円
11時間以上	150万円

（※7）事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

3. 成果目標③の上限額：

以下を全て実施した場合（※8）に**50万円**

- ア 労務管理体制の構築等
（ア）労務管理責任者を設置し、責任の所在とその役割を明確にすること。
（イ）医師の副業・兼業先との労働時間の通算や医師の休憩時間確保に係る協力体制の整備を行うこと（副業・兼業を行う医師がいる場合に限る。）
（ウ）管理者層に対し、人事・労務管理のマネジメント研修を実施すること。
- イ 医師の労働時間の実態把握と管理
（ア）労働時間と労働時間でない時間の区別などを明確にした上で、医師の労働時間の実態把握を行うこと。
（イ）医師の勤務計画を作成すること。
- （※8）実施事項の詳細は申請マニュアルをご覧ください。

4. 賃金引上げの達成時の加算額

（常時使用する労働者数が30人以下の場合）

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円（上限300万円）
5%以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円（上限480万円）

（常時使用する労働者数が30人を超える場合）

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円（上限150万円）
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円（上限240万円）

雇用・労働

働き方改革推進支援助成金（適用 猶予業種等対応コース）

[重要なお知らせ](#)

[概要](#)

[助成内容](#)

[詳細情報](#)

[お問い合わせ先（申請窓口）](#)

重要なお知らせ

- I. 2023年度の交付申請受付を開始いたしました（交付申請期限は2023年11月30日まで）。
- II. 申請書類等の提出は、所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお願いします。窓口への持参のほか、郵送でも受付しています。

[ページの先頭へ戻る](#)

概要

2024年4月1日から、建設業、運送業、病院等、砂糖製造業といった、適用猶予業種等へ時間外労働の上限規制が適用されます。

このコースは、生産性を向上させ、時間外労働の削減、週休2日制の推進、勤務間インターバル制度の導入や医師の働き方改革推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

助成内容

支給対象となる事業主

支給対象となる事業主は、次のいずれにも該当する中小企業事業主です。

- 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- 交付申請時点で、「成果目標」1から4の設定に向けた条件を満たしていること。
- 全ての対象事業場において、交付申請時点で、年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
- 以下のいずれかに該当する中小企業事業主であること。

常時使用する労働者数が300人以下もしくは資本金または出資額が3億円以下（病院等については5,000万円以下）の

ア.建設業（※1）

- イ.運送業（※2）
- ウ.病院等（※3）
- エ.砂糖製造業（※4）

（※1）労働基準法第139条第1項に定める工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主たる事業として営む事業主を指します。

（※2）労働基準法140条第1項に定める自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する事業主を指します。

（※3）労働基準法第141条第1項に規定する医業に従事する医師（労働者に限る）が勤務する病院（医療法第1条の5第1項に規定する病院をいう）、診療所（同条第2項に規定する診療所をいう）、介護老人保健施設（介護保険法（第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう）または介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう）を営む事業主を指します。

（※4）労働基準法第142条に定める鹿児島県および沖縄県における砂糖を製造する事業を主たる事業とする事業主を指します。

支給対象となる取組

いずれか1つ以上実施してください。

- 1 労務管理担当者に対する研修
- 2 労働者に対する研修、周知・啓発
- 3 外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士など）によるコンサルティング
- 4 就業規則・労使協定等の作成・変更
- 5 人材確保に向けた取組
- 6 労務管理用ソフトウェアの導入・更新
- 7 労務管理用機器の導入・更新
- 8 デジタル式運行記録計（デジタコ）の導入・更新
- 9 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

（小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフト、運送業の洗車機など）

※ 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

※ 原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標の設定

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」1から4のうち1つ以上選択し、その達成を目指して実施してください。各業種等ごとに選択できる目標が異なります。

- 1（1）：全ての対象事業場において、令和5年度又は令和6年度内において有効な36協定について、時間外・休日労働時間数を縮減し、月60時間以下、又は月60時間を超え月80時間以下に上限を設定し、所轄労働基準監督署長に届出を行うこと（建設業、運送業、砂糖製造業が選択可能）
- 1（2）：全ての対象事業場において、令和5年度又は令和6年度内において有効な36協定について、時間外・休日労働時間数を縮減し、月80時間以下に上限を設定し、所轄労働基準監督署長に届出を行うこと（病院等が選択可能）
- 2：全ての対象事業場において、4週5休から4週8休以上の範囲で所定休日を増加させること（建設業が選択可能）
- 3：全ての対象事業場において、9時間以上の勤務間インターバル制度の規定を新たに導入すること（運送業、病院等が選択可能）
- 4：医師の働き方改革推進に関する取組として以下（1）、（2）を全て実施すること（病院等が選択可能）
- （1）労務管理体制の構築等
- ア.労務管理責任者を設置し、責任の所在とその役割を明確にすること
- イ.医師の副業・兼業先との労働時間の通算や医師の休息時間確保に係る協力体制の整備を行うこと（副業・兼業を行う医師がいる場合に限る）
- ウ.管理者層に対し、人事・労務管理のマネジメント研修を実施すること
- （2）医師の労働時間の実態把握と管理
- ア.労働時間と労働時間でない時間の区別などを明確にした上で、医師の労働時間の実態把握を行うこと
- イ.医師の勤務計画を作成すること
- ※4の実施内容については、[申請マニュアル](#)及び[「医師の働き方改革推進に係る成果目標」に関する報告書](#)をご覧ください

上記の成果目標に加えて、対象事業場で指定する労働者の時間当たりの賃金額の引上げを3%以上行うことを成果目標に加えることができます。

事業実施期間

事業実施期間中（交付決定の日から2024年1月31日（水）まで）に取組を実施してください

支給額

取組の実施に要した経費の一部を、成果目標の達成状況に応じて支給します。

以下のいずれか低い方の額

- （1）成果目標1から4の上限額および賃金加算額の合計額
- （2）対象経費の合計額×補助率3／4（※）
- （※）常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で6から9を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4／5

【（1）の上限額】

○成果目標1（1）達成時の上限額

事業実施後に設定する 時間外労働時間数等	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働時間数等を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働時間数等を月60時間を超えて設定している事業場

時間外労働時間数等を月60時間以下に設定	2 5 0 万円	2 0 0 万円
時間外労働時間数等を月60時間を超え、月80時間以下に設定	1 5 0 万円	—

○成果目標 1（2）達成時の上限額

事業実施後に設定する時間外労働時間数等	事業実施前の設定時間数		
	現に有効な36協定において、時間外労働時間数等を月100時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働時間数等を月90時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働時間数等を月80時間を超えて設定している事業場
時間外労働時間数等を月80時間以下に設定	2 5 0 万円	2 0 0 万円	1 5 0 万円

○成果目標 2 達成時の上限額：1日増加ごとに25万円（最大で100万円まで）

○成果目標 3 達成時の上限額

休憩時間数（※）	「新規導入」に該当する取組がある場合	「新規導入」に該当する取組がなく、「適用範囲の拡大」又は「時間延長」に該当する取組がある場合
9時間以上 11時間未満	1 0 0 万円	5 0 万円
11時間以上	1 5 0 万円	7 5 万円

（※）事業実施計画において指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間のうち、最も短いものを指します。

○成果目標 4 達成時の上限額：50万円

賃金額の引上げを成果目標に加えた場合の加算額は、指定した労働者の賃金引上げ数の合計に応じて、次の表のとおり、上記上限額に加算する。なお、引き上げ人数は30人を上限とする。

（常時使用する労働者数が30人を超える中小企業事業主の場合）

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引き上げ	1 5 万円	3 0 万円	5 0 万円	1人当たり5万円 （上限1 5 0 万円）
5%以上引き上げ	2 4 万円	4 8 万円	8 0 万円	1人当たり8万円 （上限2 4 0 万円）

（常時使用する労働者数が30人以下の中小企業事業主の場合）

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引き上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円 (上限300万円)
5%以上引き上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円 (上限480万円)

締め切り

申請の受付は2023年11月30日（木）まで（必着）です。
（なお、支給対象事業主数は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に受付を締め切る場合があります。）

[ページの先頭へ戻る](#)

詳細情報

リーフレット

-  [働き方改革推進支援助成金（適用猶予業種等対応コース・建設業）のご案内 \[PDF形式：258KB\]](#) 
-  [働き方改革推進支援助成金（適用猶予業種等対応コース・運送業）のご案内 \[PDF形式：259KB\]](#) 
-  [働き方改革推進支援助成金（適用猶予業種等対応コース・病院等）のご案内 \[PDF形式：270KB\]](#) 

働き方改革推進支援助成金のご案内動画

[【共通編】働き方改革推進支援助成金](#)



[【手続き編】働き方改革推進支援助成金](#)

【手続き編】令和5年度働き方改革推進支援助成金



[【適用猶予業種等対応コース編】働き方改革推進支援助成金](#)

【適用猶予業種等対応コース編】令和5年度働き方改革推...



申請様式

目的に合わせて以下の様式をご活用ください。
具体的な記載例は申請マニュアルをご参照ください。

1. 交付申請書の提出

 [「働き方改革推進支援助成金交付申請書」（様式第1号）](#) [\[Word形式：66.0KB\]](#) 

2. 支給申請書の提出

 [「働き方改革推進支援助成金支給申請書」（様式第10号）及び「働き方改革推進支援助成金事業実施結果報告書」（様式第11号）](#) [\[Word形式：55.0KB\]](#) 

3. 交付決定後に事業の内容を変更される場合

[!\[\]\(1bb72542b566d372dac2c69a59629371_img.jpg\) 「働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更申請書」（様式第4号） \[Word形式：52.0KB\]](#) 

4. 交付決定後に事業を中止または廃止しようとする場合

[!\[\]\(7e49c700e4adaed94ad5398cf2e7059e_img.jpg\) 「働き方改革推進支援助成金事業中止・廃止承認申請書」（様式第7号） \[Word形式：30.0KB\]](#) 

5. 事業遅延の届出をされる場合

[!\[\]\(71ceb62b681518c82e95d615e7265d66_img.jpg\) 「働き方改革推進支援助成金事業完了予定期日変更報告書」（様式第8号） \[Word形式：26.0KB\]](#) 

6. 実施状況の報告をされる場合

[!\[\]\(9c4f697052545ae4fab36076e03db94f_img.jpg\) 「働き方改革推進支援助成金事業実施状況報告書」（様式第9号）及び「働き方改革推進支援助成金支払状況報告書」（様式第9号の2） \[Word形式：26.0KB\]](#) 

7. 消費税仕入控除税額が確定した場合

[!\[\]\(fc3a57079704ef1b99671c8cafae23be_img.jpg\) 「働き方改革推進支援助成金に係る消費税額の確定に伴う報告書」（様式第14号） \[Word形式：27.0KB\]](#) 

[!\[\]\(0ac73c45806a78de248a19d9a2dbe7a6_img.jpg\) 申請マニュアル \[PDF形式：1.2MB\]](#) 

[!\[\]\(147b0c7dce349edf02b6b21226344f99_img.jpg\) 支給申請時の就業規則の申立書（例示様式） \[Word形式：48KB\]](#) 

※常時10人未満の労働者を使用している事業場であって、労働基準監督署へ就業規則の届出を行っていない場合に提出していただきます。

[!\[\]\(d5831b2ac75eb48b4c49d27e61d24c03_img.jpg\) 「医師の働き方改革推進に係る成果目標」に関する報告書 \[Word形式：83KB\]](#) 

※成果目標4を選択する場合、支給申請時に提出が必要です。

交付要綱及び支給要領

[!\[\]\(41959a55675a4cf6a0c75249945ddd26_img.jpg\) 交付要綱 \[PDF形式：207KB\]](#) 

[!\[\]\(e97636a3328cdaccd5ffd8fe3bc69ce6_img.jpg\) 支給要領 \[PDF形式：204KB\]](#) 

よくあるご質問について

[!\[\]\(d8fdd8b2bb8b1ec8f8281882eb89eb1f_img.jpg\) よくあるご質問（令和4年5月2日更新） \[PDF形式：470KB\]](#) 

[ページの先頭へ戻る](#)

お問い合わせ先（申請窓口）

[都道府県労働局](#)

雇用環境・均等部（室）

福島労働局雇用環境・均等室

電話024-536-4609

〒960-8021 福島市霞町1-46

福島合同庁舎5階

[ページの先頭へ戻る](#)